

# 安全報告書

2022年7月8日  
千葉内陸バス株式会社

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、「輸送の安全に関する基本的な方針」その他輸送の安全に係る情報に関し、2021年度の実績及び2022年度の計画について、下記のとおり公表いたします。引き続き全社が一丸となって、輸送の安全・安心の確保にむけて取り組んで参ります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（これをPlan Do Check Act という。）」を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報について公表致します。

### 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

当社は、輸送の安全目標として、年度毎に事故減件目標を設定し、目標達成に努めております。2021年度は、目標事故件数32件を設定、実績事故件数は37件と、減件目標に対し、+5件となり目標を達成することができませんでした。一方で、前年度の42件に対しては5件減少させることができました。

当社では、役職員による添乗や街頭指導を強化し、全社員一丸となり安全施策を進めておりますが、事故発生から一定期間経過後もフォローアップ面談を定期的に複数回実施し、事故の風化防止と運転者個々の運転スキル等の改善状況の確認・指導・啓蒙に努めております。また、2021年度においては、事故発生場所の分析結果に基づき、車庫内事故対策として「車庫内ハザードマップ」を掲示したほか、車庫での接触注意箇所にハザードランプを設置するなど、状況に応じた適切な事故防止対策を実施し、事故防止に向けた対応を進めました。

2022年度は目標件数を32件に設定し、事故減件への取り組みを継続・強化するとともに、過年度の事故発生原因を検証し引き続き事故減件に取り組んでまいります。

発生件数（今年度実績及び目標、前年度） （単位：件）

	2021年度					2021年度 目標
	実績	目標	差異	前年	差異	
千葉内陸バス株式会社	37	32	+5	42	▲5	32

### 3. 事故に関する統計

2021年4月1日から2022年3月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条に該当する事故はありませんでした。

## 4. 安全管理規程

当社は「輸送の安全性の向上」を図るべく、安全管理規程を定め国土交通省へ届け出ております。

### 【安全管理規程の主な内容】

- ・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法  
(規程詳細は別紙1参照)

## 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

### 【会議】

経営トップ・安全統括管理者が出席する各種社内会議を毎月1回～年数回程度開催し、安全施策の検討・事故情報の共有・設備の改善策等について協議し、様々な角度から事故の未然防止をはじめとする輸送の安全の確保にむけた方策を検討しております。

### 【全社的な活動】

- ・全国交通安全運動(4月、7月、9月、12月)
- ・輸送安全総点検(夏季、年末年始)

### 【設備の更新及び設備の状況】

- ・2021年度は2両(路線バス2両)のバス車両を新造し、ミラー等にヒーターを装着、車体前面にはデイトライトを装着し車内外の車両視認性向上等を図ったほか、ドライバー異常時対応システム等事故防止に資する装置を導入し安全確保に努めております。

2022年度は、バス車両2両を新造し、経年車両の置き換えを図るとともに、引き続き各種安全装置を装着し、安全性の向上を図る予定です。

- ・2021年度新造バス2両に「ドライバー異常時対応システム」を装備しました。
- ・車庫内事故防止策として、「車庫内ハザードマップ」(車庫内における事故発生個所及び内容を地図上に明示したもの)を作成し、掲示しました。
- ・車庫内事故防止策として、車庫での接触注意箇所にハザードランプ(ロードコーンに赤色LEDライトを設置し、視認性を向上させる)を設置し、安全強化を図りました。

### ・ドライブレコーダー導入状況(2022年3月31日現在)

全車両70両中：70両導入(導入率100%)

### ・MCA無線の車両搭載(2022年3月31日現在)

適時適切な運行管理及び異状発生時等における迅速な通信手段の確保の一環として、MCA無線機器を車両に搭載し営業所との相互連絡に用いております。

全車両70両中：70両導入(導入率100%)

### ・バックカメラ導入状況(2022年3月31日現在)

全車両70両中：70両搭載(導入率100%)

### ・バックソナー導入状況(2022年3月31日現在)

高速バス車両6両中：6両搭載(高速バス車両導入率100%)

### ・車外注意喚起装置(安全くん)導入状況

バス車外の自転車や歩行者に対し、チャイムとソフトな音声でバスの接近を知らせる装置を設置し、事故防止に活用しております。

全車両70両中：70両搭載(導入率100%)

### ・ヒヤリ・ハットモニターの設置

営業所及び出先車庫休憩室にヒヤリ・ハットモニターを設置しております。

乗務員より寄せられたヒヤリ・ハット情報を上映し、安全輸送に関わる教材として活用、乗務員に注意喚起し事故防止に活用しております。

## ・車庫内防犯カメラの設置

テロ対策の一環として、本社・千代田営業所及びみつわ台車庫に防犯カメラを設置し、テロ防止をはじめとする輸送安全対策の強化に努めております。

## 【乗務員の主な健康管理対策】

日々の健康管理対策に加え、以下の施策を実施いたしました。

- ・脳MRI 検診を一部の乗務員を対象に実施しました。  
2021年度 6名受診、2022年度 4名受診予定
- ・睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査を一部の乗務員を対象に実施しました。  
2021年度 6名受診、2022年度 4名受診予定
- ・全自動血圧計を千代田営業所及びみつわ台車庫に各1台設置しております。
- ・新型コロナウイルス感染症 感染予防対策

お客様と従業員の感染予防のため、以下の対策を講じております。

- ・バス全車内及び事務所・休憩所への抗菌・抗ウイルスコーティングの施工
- ・飛沫防止カーテンまたは飛沫防止アクリル板の設置（全車両）
- ・外部との換気を行う外気モードの常時運用（高速バスタイプの車両）、換気扇の常時運転及び起終点や待機中におけるドア開放や窓開けによる換気の促進（路線バス）
- ・アルコール消毒液のバス車内への設置（高速バス及び一部の路線バスを中心に設置）
- ・点呼場及び休憩所等における飛沫防止カーテン・アクリル板の設置
- ・事業所内ドアノブ等における接触感染対策テープの貼付や共用蛇口での蛇口接触用使い捨てペーパーの設置、アルコール消毒液の設置拡大等事業所内における感染拡大防止策の強化
- ・全従業員のマスク着用の徹底
- ・従業員の検温の実施・記録による体調管理の徹底

これら施策の継続によって、引き続き安心してご利用いただける環境を構築してまいります。お客様におかれましては、ご乗車時の可能な限りのマスクの着用や車内での大きな声や複数人での継続した会話をご遠慮いただく等、感染予防策へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 【その他】

### ・貸切バス事業者安全性評価認定制度〔公益社団法人 日本バス協会 認定〕

当社は、（公社）日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（全国の貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について審査を行い認定された事業者が公表される制度）において、2020年12月に最高ランクとなる「★★★（三ツ星）」の認定を更新しました。三ツ星での認定は今回で2回目、連続しての認定（更新）となり、当社の安全に関する充実した取り組みが高く評価されました。引き続き、安全で快適な貸切バスをご提供できるよう努めてまいります。



（認証マーク）

### ・「セーフティドライバーズちば」(無事故・無違反運動)への参加

「セーフティドライバーズちば2021」(無事故・無違反運動)職員計110名が参加し、安全意識の向上・徹底に努めました。

2022年度においても全役職員が参加予定です。

### ・スタッドレスタイヤの装着

冬季の運行安全確保策として、スタッドレスタイヤを各車両に常時装着し運行致しました。

### ・交通安全教室の開催

2021年度においては感染症対策の観点から実施には至りませんでした。地域の皆さまと安全意識を共有する機会については、感染症対策を踏まえた適切な開催方法を含め対応を検討してまいります。



始業点呼立会



安全総点検

## 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2参照

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するため、年15回開催している乗務員研修等において、社内管理職から乗務員への安全・接遇に関する教育を実施しており、2022年度においても継続して実施いたします。

このほか、次の研修等を受講し、乗務員の安全意識の向上を図っております。

### (1) 適性診断の受診

全乗務員が、原則として3年に1回の頻度で独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が実施している適性診断を受診しています。

- ・2021年度 受診者数 20名（一般9名、初任7名、適齢4名）、  
2022年度 過去2ヶ年における未受診者が受診予定

### (2) 自動車安全運転センター「安全運転中央研修所」への入所

2017年度より、自動車安全運転センター安全運転中央研修所による「旅客自動車（バス）運転者過程」を社員に受講させ、旅客自動車の車両特性の限界と重要性、輸送業務の安全性向上を図るために必要な知識・技能等の教育を実施しております。

- ・2021年度 受講者数 4名、2022年度においても受講を予定

### (3) 外部自動車教習所研修の実施

2021年度においては感染症対策の観点から実施には至りませんでした。入社時や高速バスを担当する運転士等に、外部の自動車教習所にて技術向上研修を受講させ、運転操作・運転技術の向上を図り運転者の安全意識の向上と事故防止に努めております。

- ・2022年度においても新入社員の技能状況を踏まえ受講予定

### (4) バスジャック対応訓練

2021年度においては感染症対策の観点から実施には至りませんでした。警察機関とバス会社による合同訓練実施の際には、安全統括管理者が訓練に参加し、内容を運輸部及び営業所管理者と共有し、事態発生時の初動対応方の習熟に努めております。



ドライブレコーダーを活用した乗務員研修



集合教育

## 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2021年12月に内部監査を実施し、安全管理体制や安全への取り組みについて適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

## 9. 安全統括管理者

- ・安全統括管理者：竹田敬宏〔2021年7月1日 選任〕

以 上

# 千葉内陸バス株式会社 安全管理規程

制定	平成18年10月	1日
改訂	平成19年	4月 1日
	平成22年	4月 1日
	平成22年	6月25日
	平成24年	4月 1日
	平成24年12月	26日
	平成25年12月	18日
	2021年	1月16日

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を実施し、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 当社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
- 六 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

### (輸送の安全に関する目標)

第五条 当社は、第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 当社は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 常勤取締役（以下、本規程において「経営トップ」と称する）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の計画・実施及びその業務に関する進捗管理並びに具体的な取組み項目等の有効性を、安全管理体制検討委員会にて適切か否かを検証し、必要に応じて是正措置を行う。
- 5 安全管理体制検討委員会は、基本的に半期毎に実施する。また、前述以外でも必要に応じて、開催する。
- 6 安全管理体制検討委員会の実施手順は、補助規則に則り実施する。

(社内組織)

第八条 当社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 統括運行管理者
  - 三 運行管理者
  - 四 整備管理者
  - 五 その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
  - 3 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
  - 4 運行管理者は、運行面において、乗務員の指導監督等、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
  - 5 整備管理者は、自動車の点検及び整備面において、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
  - 6 当社は、京成自動車整備株式会社（以下「委託先」という。）と、当社が保有する自動車に係る整備業務について受委託契約を締結し、委託先と一丸となり、輸送の安全確保に取り組む体制を構築、維持すると共に輸送の安全性の向上に努める。
  - 7 当社は、管理の受委託にあたっては、受託者と相互に協力・連携して一丸となって、輸送の安全確保に取り組む体制を構築、維持すると共に輸送の安全性の向上に努める。
  - 8 当社は、第六項及び第七項に掲げる委託先以外でも外部委託（安全に係る業務及び事業者等）と受委託契約を締結した場合であっても、相互に協力し輸送の安全性の向上に努める。
  - 9 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 当社は経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。



- 2 当社は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保に関する内部監査の実施状況について確認すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者及び運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、管理の受委託にあたっては、受託者と相互に協力・連携して、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 当社は、経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内及び管理の受委託にあたっての受託者において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 当社は、事故、災害等に関する報告（管理の受委託にあたっては、受託者に関するものも含む）が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 当社は、自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、管理の受委託にあたっては、受託者と相互に協力・連携して、実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、内部監査（管理の受委託にあたっては、受託者に関するものも含む）を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を経営トップに報告する。
- 3 前項において、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 当社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、管理の受委託にあたっては、受託者と相互に協力・連携して、輸送の安全の確保のための措置を講じる。

- 2 当社は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を公表する。

- 2 当社は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 当社は、本規程について、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

- 2 当社は、輸送の安全に関する報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果講じた措置等を記録し保存する。

(附 則)

第十九条 この規程は、2021年1月16日より実施する。

# 千葉内陸バス(株)輸送の安全に関する組織図

